

# 新規創業等促進事業補助金

## 趣 旨

本町において新規創業等を行う方に対し、補助金その他の支援を行うことにより商工業の振興と経営基盤の強化を図ることを目的とします。

## 対 象 者

- ①町内に住所を有していること（町外において事業を営んでいる方が町内で事業を開始する場合、町内に支店設置の登記をする意思を有していること。）。
- ②事業化支援事業に係る補助金の交付を受けようとする場合は、創業の日の属する年度の翌年度から起算して3年以内の方であること。
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する風俗営業等の事業でないこと。ただし、同法第3条第1項により北海道公安委員会の許可を受け、かつ北海道青少年健全育成条例第5条に規定する事業者の責務を果たすと町長が認める方は除きます。
- ④政治、宗教に関する事業でないこと。
- ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員が営む事業でないこと。
- ⑥町税、その他町に対する債務の履行を延滞していないこと。
- ⑦この事業による補助金のほか、当該事業に対し、同一年度内に町からの補助金や助成金を受けていないこと。

## 補 助 額 等

### 【新規創業等支援事業】（新規創業に対する補助）

- ①補 助 額 対象経費の2分の1以内とし、300万円が限度  
※対象経費が1,000万円を超え、工事請負費、備品購入費に係る経費が500万円を超える場合は500万円が限度
- ②補助回数 同一事業者につき1回

※「新規創業等」とは、事業を営んでいない方が町内で新たに事業を開始すること及び町外において事業を営んでいる方が町内で事業を開始する場合で町内に支店設置の登記を行うこと（創業）並びに本町において事業を営んでいる者が自ら営んでいる事業の全部又は一部を継続して実施し、かつ異なる事業を町内で開始すること（第二創業）をいいます。

### 【事業化支援事業】（事業発展に対する補助）

- ①補 助 額 対象経費の10分の8以内とし、限度額は創業年の翌年度からの年数に応じた額とします。ただし、既に受けた補助金の額は控除します。
- ②限 度 額 1年目：100万円、2年目：200万円、3年目：300万円  
補助金申請例)

	1年目	2年目	3年目
補助申請額	50万円	100万円	150万円
累計補助額	(50万円)	(150万円)	(300万円)

- ③補助回数 同一年度につき最大1回

※補助額は、いずれも千円未満切り捨てとなります。

## 対象経費

科目	内容
報償費	専門家謝金等
旅費	国内旅費（職員・専門家）
需用費	印刷製本費
役務費	広告宣伝費、通信運搬費、出展料、設立登記費等
委託費	マーケティング調査費、検査・分析等の委託費、外注加工費、デザイン開発費、プログラム開発費、会社設立登記に係る書類作成委託費等
使用料及び借上料	機械借上料、自動車借上料等
工事請負費	事務所、店舗の建設費、改修費等
備品購入費	設備、機械装置等の購入費等
その他町長が特に必要と認める費用	

## 申請期限

事業着手は交付決定後になりますので、余裕をもって申請してください。

申請期限	審査会・交付決定
2月末	5月
5月末	8月
8月末	11月
11月末	翌年2月

※浦幌町新規創業等促進補助金審査会の意見を聴き、交付の可否を決定します。  
審査会では、書類審査と申請者からのヒアリングを行い、事業の妥当性、事業の将来性、地域産業との連携、地域への波及効果等を審査します。

## 申請書類

- ①浦幌町新規創業等促進補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第1号の2）
- ③事業収支予算書（様式第1号の3）
- ④事業収支計画書（様式第1号の4）
- ⑤対象となる経費を証明する見積書の写し及び関係書類
- ⑥その他町長が必要と認める書類

※申請書類は、町ホームページからダウンロードすることができます。

## その他

交付決定者は、3年間決算関係書類を提出していただきます。

## 【問合せ先】

浦幌町役場商工観光係

〒089-5692 十勝郡浦幌町字桜町 15 番地 6

TEL : 015-576-2181 / FAX : 015-576-2519 / E-mail : sangyou@urahoro.jp